

令和5年度

日南町 各自治会 みんなの人権・小地域懇談会

「インターネットを介した差別を許すな！」

期間：令和5年7月～6年3月

時間：適宜

会場：各自治会会場

1. 開会行事

○開会宣言 ○開会挨拶 ○推進者紹介 ○日程説明

2. 導 入

○趣旨説明

3. DVD視聴

4. 意見交換・感想

5. まとめ

○人権センター・人権教育サポーター・推進者

6. アンケート

7. 閉会行事

○閉会挨拶

各地域同和教育推進協議会・各まち協・各自治会

日南町同和教育推進協議会・日南町

みんなの人権・小地域懇談会の流れ

1. 開会行事（10分）

- ①開会宣言（自治会役員・センター事務長・推進班長等）
- ②挨拶（自治会長・地域同和教育推進協議会会長等）
- ③推進者紹介（町職員、人権教育サポーター）・日程説明

2. 導入（5分）

趣旨説明（人権センター・推進班）

3. DVDの視聴（28分）

「部落の心を伝えたいシリーズ」より「ネット差別を許すな！川口泰司」

（グループ編成）

4. 意見交換・感想（10分）

5. まとめ（5分）

- 推進町職員
- 人権センター（人権教育サポーター）

6. アンケート記入（5分）

7. 閉会行事（5分）

- 閉会挨拶（自治会長・地域同和教育推進協議会会長等）

話し合いのルール(3つの約束)

参加 積極的に参加しましょう。

自発的に話し合いに参加しましょう。特に、しっかり聴く姿勢を心がけましょう。もちろん、内容によっては「話さない」「パス」という選択もあります。

尊重 一人ひとりの考えを尊重しましょう。

どのような意見や発言も批判や否定をしないで傾聴しましょう。参加者一人ひとりの考えや思いが尊重されると、安心して話し合うことができます

守秘 参加者の発言内容など個人的な情報は守りましょう。

お互いの信頼がなければ話是无法です。参加者個人の情報は、その場において

<今回のプログラムについて>

☆話し合いのテーマ 「インターネットを介した差別を許すな！」

DVDを視聴していただいた後、意見を交換します。

(問題提起)

今年度6月に生山駅の男子トイレの個室で「落書き」が見つかりました。

「落書き」の内容は、特定の個人や地域を、差別や偏見に基づき差別語や差別表現などを用いて誹謗中傷するような内容ではありませんでした。しかし、そこに書かれていた文字は、日常会話で使用されることは少なく、その文字を選んで書いた人の心理を考えると差別表現を連想させるため、「差別落書き」事象と判断しました。

「差別落書き」は、対象となった人の心を深く傷つけ、精神的な苦痛を与える場合があります。最悪の場合には、耐え難い苦しみから逃れるために、自死を選び、命を奪うこともあります。

このたびの小地域懇談会では、主にインターネット上での差別の現実（「差別書き

込み」など）について語られた、川口泰司氏（^{かわぐちやすし}現在：一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長）による、講演会の内容を記録したDVDを視聴の後で、意見交換をしていただきます。

インターネットは、手軽に情報の収集や発信ができるなど、とても便利な一方で、他人への誹謗中傷やプライバシーの侵害、個人情報の流出などの人権侵害が問題となっています。また、一度インターネット上に、「書き込み」等をはじめとする情報が流出すれば、多方面に流通し、複製（コピー）も可能であることから、それを回収することは困難であり、被害を受けた人は将来にわたって永く苦しむことになります。

インターネット上の「差別書き込み」、また「差別落書き」の特徴として、匿名性が高く、多くの場合、書いた本人を特定することが困難です。そして何も対処することなく放置すれば、拡散して、それを見た人に新たな差別意識を植え付けつけることになり、差別を助長するおそれがあります。それは、新たな差別を生み出す原因にもなります。

これらの行為は、名誉棄損や侮辱罪など刑法や軽犯罪法に抵触する犯罪行為です。

また、「差別落書き」には器物破損罪が加わる場合もあります。

このように、「差別書き込み」や「差別落書き」は、悪質で卑劣な行為であり、許すことのできない重大な人権侵害なのです。

「差別書き込み」等を「しない」ことが大前提であり、書き込み等をした本人のモラルだけの問題として終わらせず、私たちとしても、「させない」、そして「絶対に許さない」といった断固とした姿勢が必要です。

（追記）

このたびの教材に使用したDVDは、2019年11月に制作されたもので、DVDの動画で言及されている書籍は、出版の差し止めがされていたり、またインターネットの書き込みについては、現在では閲覧ができない状態になっています。

しかし、インターネット上による人権侵害は、現状として続いています。その具体的な事例やサイト名の紹介等は、流布やインターネットアクセス数の増加にもつながりますのでできません。また、インターネット上の同和問題に対する情

報について、閲覧者が正しい知識を持たずに、誤った情報を閲覧すると、その情報を正しいものと思い込むおそれがあります。

ネット上の情報を鵜呑みにすることなく、正しく見極めることも必要です。

(話し合いの進め方)

※答えや正解はありません。自由に意見を出し合ってみましょう

○DVDを見た感想について・・・

○インターネット上の差別について、どう考えますか。